

財務省告示第六十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年一月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	最低額面金 額	振替単位	振替法の規 定による振 替口座簿	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	平成十六年 一月二十日	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九
利付国庫債券（二年）（第二百十 六回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で八百億円	七百九十九億四千四百万円	五万円	の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	額面金額百円につき九十九円九 角三銭	年〇・一パーセント	十

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額

十五 元利支

十七 払込期日

平成十六年七月二十日を以て算出した支払期  
と、次に算出した支払期との差額を、  
金額を、  
が、銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払うこととし、  
次の及び第十四号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年一月二十日及び七月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

平成十八年一月二十日  
利率を、  
平成一  
額面金  
日本銀行  
日  
額  
百円  
につき  
百円

平成十六年一月二十日